平成２２年（フ）第５０６号
金沢市八日市４丁目291番地
破産者　奥泉　一人
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６４９号
金沢市御所町２丁目115番地
破産者　宮下　洋子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
石川県白山市寄新保町18番地
破産者　亀川　治久
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９２号
石川県小松市東山町ニ３番地、従前の住所金沢市旭町１丁目16番32号
破産者　山本　浩嗣
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
山梨県甲府市千塚２丁目１番40号
破産者　望月　平一
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
長野県松本市大字島立1661番地４　島立ハイツ102
破産者　池崎　政春
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２５７号
静岡県浜松市西区呉松町2542番地
破産者　宮野　真秀
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
静岡県浜松市中区中沢町80番27号　カイザーマンション201号
破産者　飯尾　勝弘
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
静岡県浜松市中区中沢町80番27号　カイザーマンション301号
破産者　飯尾　憲裕
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
京都市南区久世上久世町95―２　第２みどり荘６号室、開始決定時の住所京都府久世郡久御山町林北畑105番地　17棟412号
破産者　新川正行こと　朴　　在圭
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８９号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地31―507、申立前の住所京都市山科区勧修寺風呂尻町126番地　メゾン勧修303号
破産者　福光　洋子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1010番地の60
破産者　榛葉　由美
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３２９号
岡山県倉敷市連島町鶴新田903番地１
破産者　出宮　三郎
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
愛媛県松山市余戸中１丁目５番26号　グリーンハイツ余戸506号
破産者　飯野　勝治
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５８号
愛媛県松山市市坪北２丁目19番24号　武智第三ビル205号
破産者　石田　修三
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１６２号
愛媛県松山市北土居２丁目10番２号
破産者　白石　眞吾
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

免責許可決定

平成２３年（フ）第２０号
秋田県由利本荘市中梵天23番地５コーポスズキＣ―１号、旧住所秋田県由利本荘市石脇字上長老沼146番地130
破産者　三宅　哲哉
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第６３号
茨城県高萩市高浜町３丁目93番地
破産者　平　真由美
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第６５号
茨城県日立市大久保町２丁目２番34号
破産者　清水　弘幸
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８８号
埼玉県吉川市大字保504番地７
破産者　澤　　俊正
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
埼玉県越谷市大字袋山1644番地10
破産者　林　小津江（旧姓飯室）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係